解散公告（第三回）

当医院は、平成二十四年八月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当医院に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

三重県松阪市嬉野野田町一四三番地
医療法人宝積クリニック
清算人　寶積己矩子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

神奈川県足柄上郡松田町松田総領一二一三番地
医療法人社団オダチ歯科医院
清算人　尾立　マサ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日石川県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

石川県羽咋市旭町ア二〇〇番地
財団法人羽咋市体育振興事業団
代表清算人　辻角　邦昭

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

岐阜県多治見市市之倉町八丁目一三八番地
財団法人市之倉公民館
代表清算人　春田　剛
代表清算人　加藤　忠司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十四年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

三重県松阪市嬉野野田町一四三番地
医療法人宝積クリニック
清算人　寶積己矩子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

広島県安芸郡府中町大通三丁目五番一号
財団法人府中町開発公社
代表清算人　佐藤　信治

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年九月二十八日大分県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月七日

大分県臼杵市大字臼杵七二番地一
清算法人臼杵土地改良区
代表清算人　牧　宣雄

配当公告

愛知県豊田市曙町二丁目五六番地スガビルマンション二D号、開始決定時の住所愛知県豊田市若林東町高根下六一番地一
破産者　岩崎美保子

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十四年（フ）第六十三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一〇二、一八五、九六四円

一、配当をすることのできる金額
金一三、五五〇、八五六円

平成二十四年十一月七日

愛知県岡崎市奄美北一丁目五番地七コーポ村上二階
破産管財人　中倉　秀一

配当公告

大分県佐伯市宇目大字小野市二三九番地
破産者　赤嶺　豊

右の者に対する大分地方裁判所佐伯支部平成二十一年（フ）第七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六五、五一一、三一七円

一、配当することのできる金額
金一一、〇二二、五一二円

平成二十四年十一月七日

大分県佐伯市駅前二丁目一番九号第二メグビル二階
破産管財人　弁護士　内田　精治

第８期決算公告

平成24年11月7日　東京都港区三田三丁目５番27号
一般社団法人オルケスタ
代表理事　船木　一政

貸借対照表の要旨
（平成24年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	532	流動負債	525
固定資産	22,050	固定負債	22,050
		負債合計	22,575
		純資産の部	
		基金等	6
		基金	3
		利益剰余金	3
		繰越利益剰余金	3
		純資産合計	6
資産合計	22,582	負債・純資産合計	22,582

損益計算書の要旨
（自　平成23年７月１日　至　平成24年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	290,725
営業費用	290,301
営業利益	423
経常利益	423
税引前当期純利益金額	423
法人税、住民税及び事業税	174
当期純利益金額	249

第47期決算公告

平成24年９月28日　東京都豊島区西池袋５丁目13番13号
東都観光企業株式会社
代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（平成24年６月30日現在）（単位：百万円）

（資産の部）	（24,559）	（負債の部）	（22,200）
流動資産	5,604	流動負債	416
固定資産	18,954	賞与引当金	15
有形固定資産	10,480	その他	401
無形固定資産	1	固定負債	21,783
投資その他の資産	8,472	退職給付引当金	102
		その他	21,681
		（純資産の部）	（2,359）
		株主資本	2,359
		資本金	20
		資本剰余金	91
		資本準備金	91
		利益剰余金	2,247
		その他利益剰余金	2,247
資産合計	24,559	負債・純資産合計	24,559

損益計算書の要旨
（自　平成23年７月１日　至　平成24年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,858
売上原価	1,752
売上総利益	106
一般管理費	65
営業利益	40
営業外収益	48
営業外費用	0
経常利益	88
特別利益	0
特別損失	1
税引前当期純利益	87
法人税・住民税及び事業税	40
法人税等調整額	△ 3
当期純利益	51

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西二十条南五丁目五番、最後の住所北海道帯広市西二十条南五丁目五番一号
被相続人　亡　八太　幸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月七日

事務所北海道帯広市西四条南十丁目三四番地センターシティー鈴木茂雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　茂雄